

さいたま市議会の本会議等における会議資料の提供に関する要項

平成 27 年 3 月 5 日
制定

改正 平成 29 年 6 月 1 日 平成 30 年 11 月 28 日

(趣旨)

- 1 この要項は、さいたま市議会に対する市民の理解と関心を深め、市政への主体的な参画を促進するため、さいたま市議会の定例会又は臨時会の会議（以下これらを「本会議」という。）及び委員会における審議、審査等に係る資料（以下「会議資料」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

(提供の方法)

- 2 会議資料の提供は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、当該各号の定めるところにより行う。
 - (1) 配付 会議資料の提供を希望する者に配ること。
 - (2) 閲覧 傍聴席又は係員の指示する場所において会議資料を調べ読むことを認めること。

(提供を受けることができる者)

- 3 会議資料は、本会議の傍聴券の交付を受けた者又は委員会の傍聴章の交付を受けた者のうち、その提供を希望した者に順次に提供する。

(提供する会議資料)

- 4 会議資料は、本会議又は委員会が現に行う審議、審査等に係るものにつき、本会議にあつては別表第 1 に掲げる会議資料の区分に応じ同表に定める方法により、委員会にあつては別表第 2 に掲げる会議資料の区分に応じ同表に定める方法により、当該本会議又は委員会の開かれる日を単位として、傍聴券又は傍聴章を交付する間提供する。

(提供の制限)

- 5 前 2 項の規定にかかわらず、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると議長又は委員会が認めるときは、会議資料の一部又は全部について提供することを中止し、又は停止することができる。

(会議資料の返却)

- 6 傍聴席における閲覧の方法により会議資料の提供を受けた者は、本会議又は委員

会の傍聴を終えたとき（本会議又は委員会の途中で一時的に傍聴席を離れた場合を含む。）に、当該会議資料を返却しなければならない。前項の規定により会議資料の一部又は全部について提供が中止され、又は停止されたときも、同様とする。

（その他）

- 7 この要項に定めるもののほか、本会議における会議資料の提供に関し必要な事項は議長が、委員会における会議資料の提供に関し必要な事項は当該委員会が、それぞれ定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年11月28日から施行する。

別表第1（第4項関係）

本会議における会議資料の提供

会議資料	方法
招集告示（写）	閲覧
議事日程	配付
会期予定表	配付
専決処分の報告について	閲覧
送付した請願の処理の経過及び結果の報告	閲覧
継続費・繰越明許費・事故繰越し・予算繰越計算書	閲覧
継続費精算報告書	閲覧
健全化判断比率・資金不足比率報告書	閲覧
出資法人の経営状況説明書	閲覧
市の基本計画の実施状況の報告その他の報告に関する資料	閲覧
例月現金出納検査結果報告書、監査結果報告書	閲覧
陳情文書表	閲覧
執行部等席次	配付
市長あいさつ	閲覧
施政方針	閲覧
教育行政方針	閲覧
提出議案一覧	閲覧
議案書（予算議案を除く。）	閲覧
補正予算及び補正予算説明書	閲覧
補正予算議案の概要	閲覧
予算及び予算説明書	閲覧
予算案の概要	閲覧
歳入歳出決算書	閲覧
決算概況	閲覧
行政報告書	閲覧
条例に対する人事委員会の意見	閲覧
議案に係る提出要求資料一覧	閲覧
議案付託表	配付
請願文書表	閲覧
請願付託表	配付
委員会委員の辞任又は選任名簿	配付
代表・一般質問通告書	配付
委員会審査結果報告書	配付
選挙要求書（選挙管理委員会）、推薦要求書（農業委員会）	閲覧
選挙依頼書（埼玉県後期高齢者医療広域連合、埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合）	閲覧
議員・委員会提出議案	閲覧

議案撤回請求書	閲覧
閉会中継続調査申し出一覧表	閲覧
閉会中継続審査申し出一覧	配付
議員派遣の件	閲覧

別表第2（第4項関係）

委員会における会議資料の提供

会議資料	方法
日程（当該委員会の所管するものに限る。）	配付
議案書（当該委員会の所管するものに限る。）	閲覧
提出議案一覧表	閲覧
補正予算及び補正予算説明書	閲覧
補正予算議案の概要	閲覧
予算及び予算説明書	閲覧
予算案の概要	閲覧
歳入歳出決算書	閲覧
決算概況	閲覧
行政報告書	閲覧
議案の審査又は報告事項に係る参考資料（当該委員会の所管するものに限る。）	閲覧
予算又は決算議案の審査に係る資料	閲覧
請願文書表（当該委員会の所管するものに限る。）	配付
送付した請願の処理の経過及び結果の報告（当該委員会の所管するものに限る。）	閲覧
議案外質問通告書（当該委員会の所管するものに限る。）	配付